

公演の実施について

バナナ学園純情乙女組 制作責任者の樺澤です。

まずはこの度、バナナ学園純情乙女組にこのように解散公演の場を提供してくださり、その実施において物理的な事に限らず社会的にもリスクの高いこの公演の実現に対して知恵を振り絞ってくださった王子小劇場職員全ての方にこの場を借りて改めてお礼申し上げます。

また、こうした状況を自ら生み出したバナナ学園純情乙女組に対し真摯に向き合い、貴重なお時間を頂いた方々、貴重なご助言、ご提案をくださった全ての皆様に対し、心からのお礼と共にお詫びを申し上げます。

そして、バナナ学園純情乙女組が起こしてしまった事態を受けてご気分を害された全ての方々、バナナ学園純情乙女組を支持してくださっている方々におかれましては多大なるご迷惑とご心配をおかけしました事を改めて心からお詫び申し上げます。

去る、2012年5月のバナナ学園純情乙女組『翔べ翔べ翔べ!!!! バナ学シェイクスピア輪姦学校(仮仮仮)』の上演によつて当然のごとく私達を巡る環境は大きな変化を遂げました。これまで当たり前のようにできていた呼吸はひとつ確認をしてからでなくては形にできず、何か話があれば傷つけられるのではないかと、バナナ学園純情乙女組自身が扱ってきたひとつの命題でもある“コンプレックスの昇華”に辿り着くまでの長い長い道のりのまさにその入口を、自らの肉体と精神をもって体験したと思います。これはコンプレックスというよりも今はまだ、トラウマと呼ぶべきかもしれません。しかしながらトラウマという言葉を口にしている時点では出口はほど遠く、今のままでは、ただただ渴枯していく己の行く末を自らの目で眺め続ける事になるのかもしれない。それはコンプレックスの昇華を提示する側の在り方としては不健全であると思い直しました。

コンプレックスが今の状態を説明するための言語のひとつであると定義するならば、それを抱えた肉体と精神はまだ表現の場において有用だと言えます。その昇華をご来場いただける観客の皆様と遂げるためにもこの公演は決して不必要的機会ではないと判断をするに至りました。

私は制作責任者としての本分を再認識し、努め上げたいと思います。また、この公演の実施に際し、前回の公演の結果と反省を踏まえ下記の通りの再発防止対策を設置しました。下記に記した以外にも公演概要、ご予約の方法などに直接反映されている項目もあり大変説明不足とは存じますが、どうかご理解、ご協力の程お願い申し上げます。公演の実施においては二度と前回のような事態が起こらぬよう、全精力を傾注して参ります。

皆様のご来場を心よりお待ち申し上げております。

2012年11月1日 樺澤 良

<本公演においてバナナ学園純情乙女組が劇場と共有する再発防止対策>

去る、2012年5月に上演したバナナ学園純情乙女組『翔べ翔べ翔べ!!!! バナ学シェイクスピア輪姦学校(仮仮仮)』にて起こしてしまった一件の最大の理由としては同時多発過多な事象のために舞台監督及び制作責任者がアクト内容について把握しきれないという点、そして日々変化していくアクト内容に対し、どうしてもすべての変化に気がつく事ができなかつたために起こしてしまったものと認識しています。そのためにバナナ学園純情乙女組が創作における意識改善をすべき部分を洗い出し、その防止に努めるために以下の管理体制を実施いたします。

○責任体制とその役割について

アクト内容においてそのアクトが合法的かつ問題なく上演できるかについて以下のように責任体制の図式を立て、役割を設定します。

a) 制作責任者・舞台監督（アクト内容の判断権限：あり）

- ・すべてのアクト内容の把握・管理
- ・アクト内容に問題があった場合の演出内容改善指示
- ・劇場への状況報告とその情報共有
- ・演出、劇団員、演出助手、出演者との必要となる情報共有義務

b) 演出（アクト内容の判断権限：あり）

- ・すべてのアクト内容の把握・管理

・俳優の提案によるアクト内容の事前確認と許可判断／演出助手と制作責任者とのその内容の共有

・制作責任者、舞台監督からのアクト内容改善要求への対応

c) 劇団員（アクト内容の判断権限：あり）

- ・稽古場レベルにおいて、アクト内容の適切な実施許可判断

・演出助手への記録事項の要請

・制作責任者、舞台監督からの内容質問への回答義務

d) 演出助手（アクト内容の判断権限：なし）

- ・8名の演出助手によるすべてのアクト内容のリスト化とその共有
- ・確定されたアクト内容と異なるものの確認、発見
- ・演出助手同士のアクト内容協議と劇団員へのその判断のヒアリング
- ・a)～c) の担当者からの内容質問への回答義務

e) 出演者（アクト内容の判断権限：なし）

- ・バナナ学園への出演経歴があり、団体の創作の本質を理解する人材として出演する旨の認識
- ・設立される管理体制の十分な認識
- ・再発防止に努める合意書への同意
- ・a)～d) の担当者から内容質問への回答義務